

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 八年 三月二十五日

青森県後期高齢者医療広域連合長

西

秀記

青森県後期高齢者医療広域連合規則第八号

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則の一部を改正する規則

青森県後期高齢者医療広域連合財務規則（平成二十年青森県後期高齢者医療広域連合規則第四号）の一部を次のように改正する。

第八十九条第一項第三号中「年二・五パーセントの割合」を「政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和二十四年法律第二百五十六号）第八条第一項の規定に基づき、政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率（昭和二十四年十二月大蔵省告示第九百九十一号）において定める割合」に改める。

第十三号様式（第三十二条関係）を次のように改める。

帳票番号

旅行命令簿						番号				
						所屬				
	連合長	副連合長	事務局長	総務課長	業務課長	旅費	予算	命令(依頼)年月日		
								年月日		
区分	職名又は職業		職務の級		氏名		住所又は居所			
1										
2										
3										
4										
5										
用務							旅行期間	年	月	日
年度	支出科目							出発地	()	
区分	概算額	精算額	返納(追加)額	受領印	精算年月日印	精算確認印	用務地(經由地)	泊		
1	円	円	円		年月日			()		
2					年月日			泊		
3					年月日			()		
4					年月日			泊		
5					年月日		拂着地	()		
合計								()		
備考							算出額	1	2	3
							加減額			

(旅費額計算欄)

月日	出発地	經由地	到着地	鉄道賃			車賃		その他④	摘要
				路程	運賃(C)	急行料金(D)	定額(E)	実費額(F)		
				和/円	円	円	和/円	円	円	
区分	計(A+B+C+D+E+F+G)	宿泊手当(A)		宿泊費(B)		円	円	和/円	円	円
1	円	日	円	夜	円					
2										
3										
4										
5										

第十四号様式（第三十三条関係）を次のように改める。

赴任旅費請求(精算)書

番号	
所属	

青森県後期高齢者医療広域連合長 様	年 月 日
下記のとおり請求(精算)します。	

職名又は職業	職務	氏名	住所又は居所

旅行区間	旅行期間	用務
から	年 月 日	泊
まで	年 月 日	

年度	支出科目	節	備考
		旅費	

概算額	精算額	追給(返納)額

区分	職員	家族移転費				計	摘要
		12歳以上 人	6歳以上12歳未満 人	6歳未満 人			
出発地							
到着地							
鉄道	路程	キロメートル					
	運賃	円				円	
	急行料金	円				円	
陸路	路程	キロメートル					
		円				円	
	実費額	円				円	
水路	路程	キロメートル					
	運賃	円				円	
その他		円				円	
宿泊費		円				円	
渡航雑費		円				円	
着後滞在費		円				円	
転居費		円				円	
計	A	円			B	円	キロメートル
合計(A+B)							円

注 用紙の大きさは、日本工業規格A4縦長とする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第十三号様式（第三十二條關係）の改正規定及び第十四号様式（第三十三條關係）の規定は、令和八年四月一日から施行する。